

第1回 がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会 議事次第

日 時：平成30年2月14日（水） 17:00～18:00

場 所：中央合同庁舎第5号館 専用第15会議室（12階）

1 開 会

2 議 題

- (1) がんゲノム医療中核拠点病院の選定について
- (2) その他

【資料】

資料1 「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」開催要綱

資料2 がんゲノム医療中核拠点病院のこれまでの経緯

資料3 がんゲノム医療中核拠点病院の選定について

資料4 評価対象医療機関の採点結果まとめ

参考資料1 がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件案に関する報告書（平成29年10月）

参考資料2 がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について（平成29年12月25日健発1225第3号）

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」（平成30年2月14日）

本日の検討会で選定された医療機関は以下の通り。
尚、「がんゲノム医療中核拠点病院」は選定結果を踏まえ、
後日、厚生労働大臣が指定する。

No.	所在都道府県	医療機関名
1	北海道	北海道大学病院
2	宮城	東北大学病院
3	千葉	国立がん研究センター東病院
4	東京	慶應義塾大学病院
5	東京	東京大学医学部附属病院
6	東京	国立がん研究センター中央病院
7	愛知	名古屋大学医学部附属病院
8	京都	京都大学医学部附属病院
9	大阪	大阪大学医学部附属病院
10	岡山	岡山大学病院
11	福岡	九州大学病院

がんゲノム医療中核拠点病院のこれまでの経緯

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

第3期がん対策推進基本計画(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

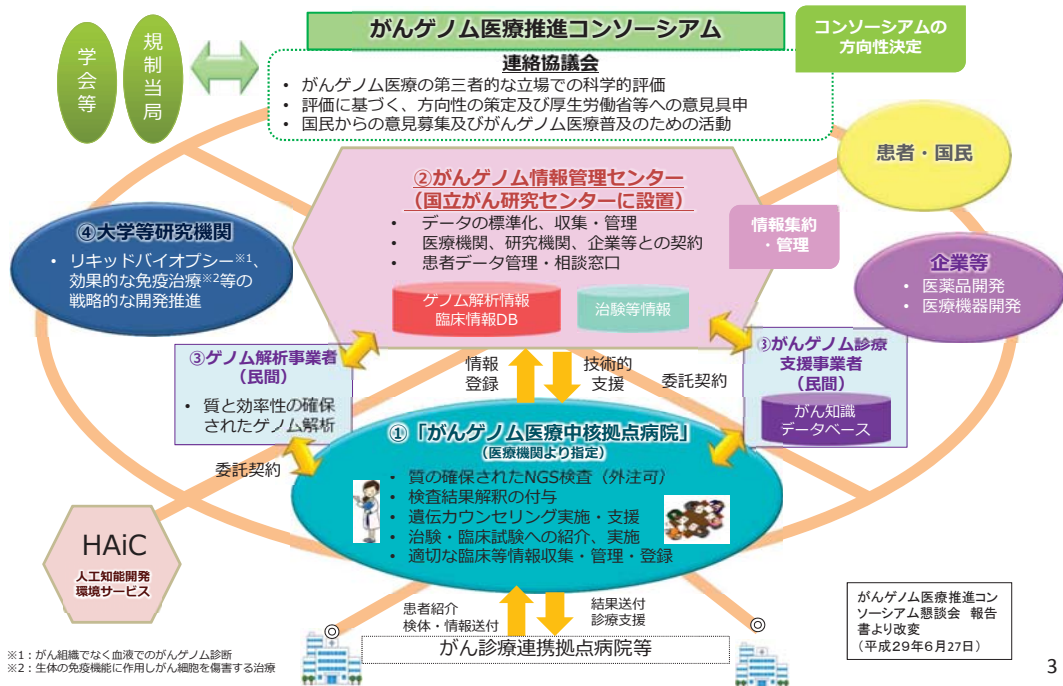
第2 分野別施策

1. がん予防	2. がん医療の充実	3. がんとの共生
(1)がんの1次予防(※) (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防) (※)受動喫煙に関する目標値等については、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて別途閣議決定する予定。	(1)がんゲノム医療 (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法 (3)チーム医療 (4)がんのリハビリテーション (5)支持療法 (6)希少がん、難治性がん(それぞれのがんの特性に応じた対策) (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人 (8)病理診断 (9)がん登録 (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組	(1)がんと診断された時からの緩和ケア (2)相談支援、情報提供 (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題 (5)ライフステージに応じたがん対策
4. これらを支える基盤の整備 (1)がん研究 (2)人材育成 (3)がん教育、普及啓発		

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

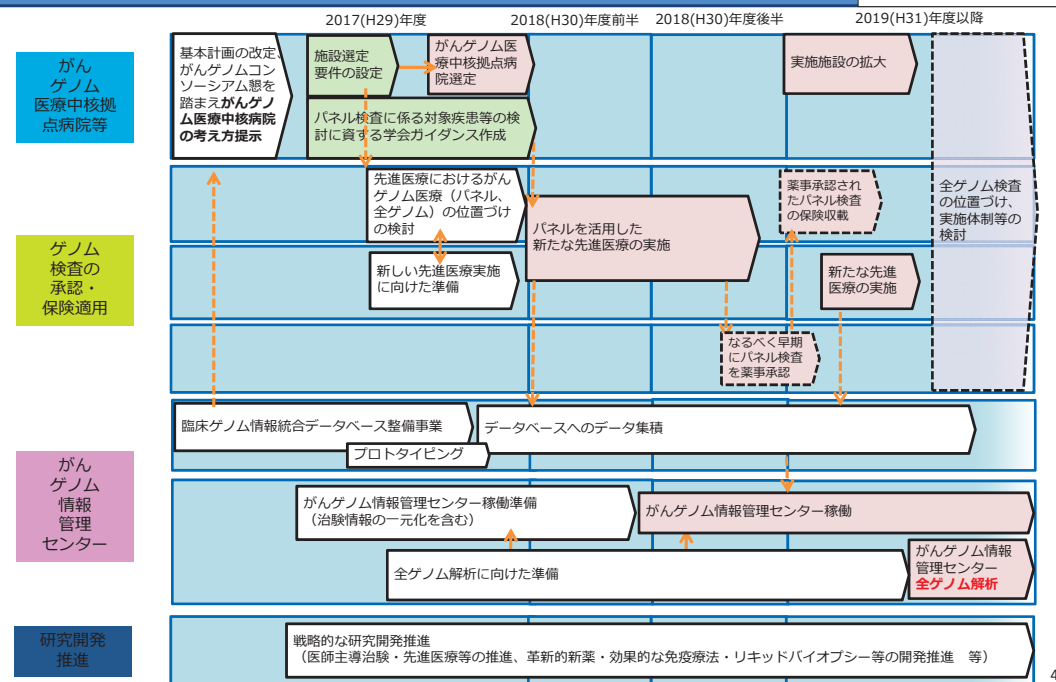
- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 都道府県による計画の策定
- がん患者を含めた国民の努力
- 患者団体等との協力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割



がんゲノム医療実用化に向けた工程表

がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会 報告書より(平成29年6月27日)



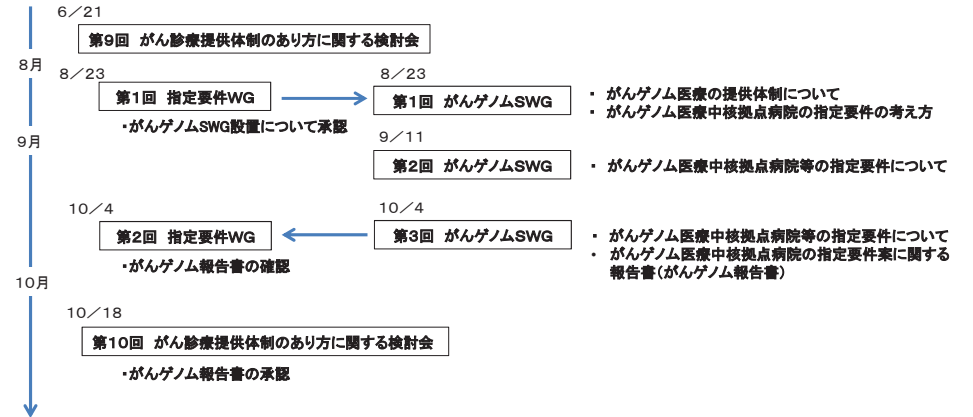
※1: がん組織でなく血液のがんゲノム診断
 ※2: 主体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療

がんゲノム医療の提供に必要な以下の機能を有し、がんゲノム医療の中核を担う「がんゲノム医療中核拠点病院」（「中核病院」という）を整備し、当該医療機関においてがんゲノム医療を提供することが適切である。

現在、がん医療は、厚生労働省が指定するがん診療連携拠点病院等（拠点病院という）を中心とした仕組みにより提供されている。がんゲノム医療提供体制の構築に当たっては、通常のがん医療とがんゲノム医療とを一体として提供するため、**中核病院を、拠点病院の仕組みに位置づけ、中核病院が提供するがんゲノム医療の状況を踏まえつつ、段階的に、全ての都道府県でがんゲノム医療の提供が可能となることを目指す必要がある。**

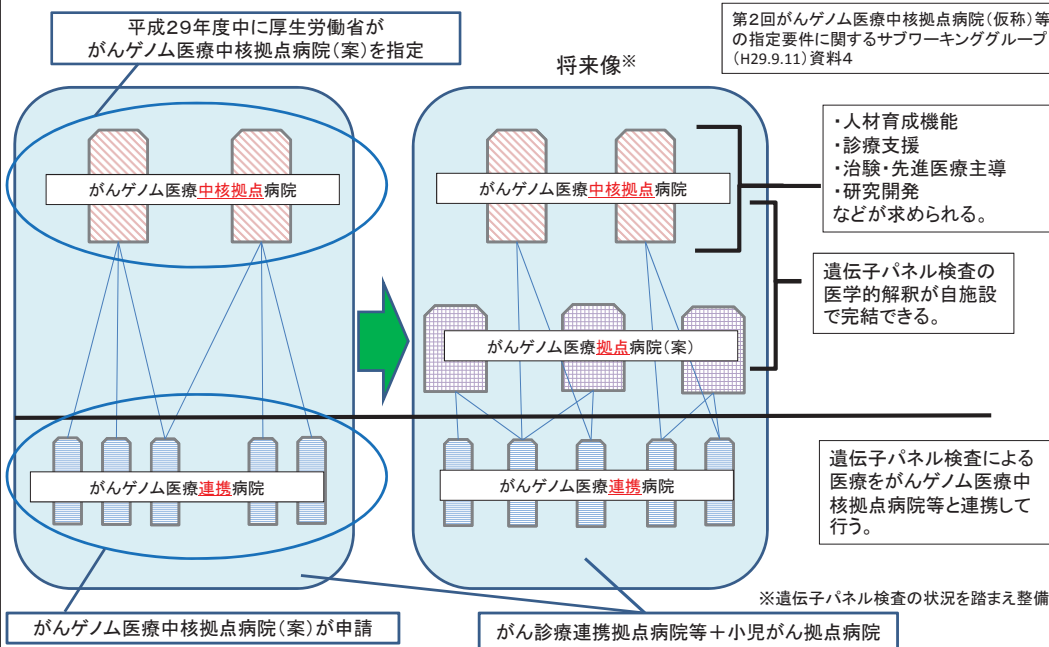
がんゲノム医療の実施に必要な要件	
①	パネル検査を実施できる体制がある（外部機関との委託を含む）
②	パネル検査結果の医学的解釈可能な専門家集団を有している（一部の診療領域について他機関との連携により対応することを含む）
③	遺伝性腫瘍等の患者に対して専門的な遺伝カウンセリングが可能である
④	パネル検査等の対象者について一定数以上の症例を有している
⑤	パネル検査結果や臨床情報等について、セキュリティが担保された適切な方法で収集・管理することができ、必要な情報については「がんゲノム情報管理センター」に登録する
⑥	手術検体等生体試料を新鮮凍結保存可能な体制を有している
⑦	先進医療、医師主導治験、国際共同治験も含めた臨床試験・治験等の実施について適切な体制を備えており、一定の実績を有している
⑧	医療情報の利活用や治験情報の提供等について患者等にとって分かりやすくアクセスしやすい窓口を有している

がんゲノム医療提供体制に関する検討会

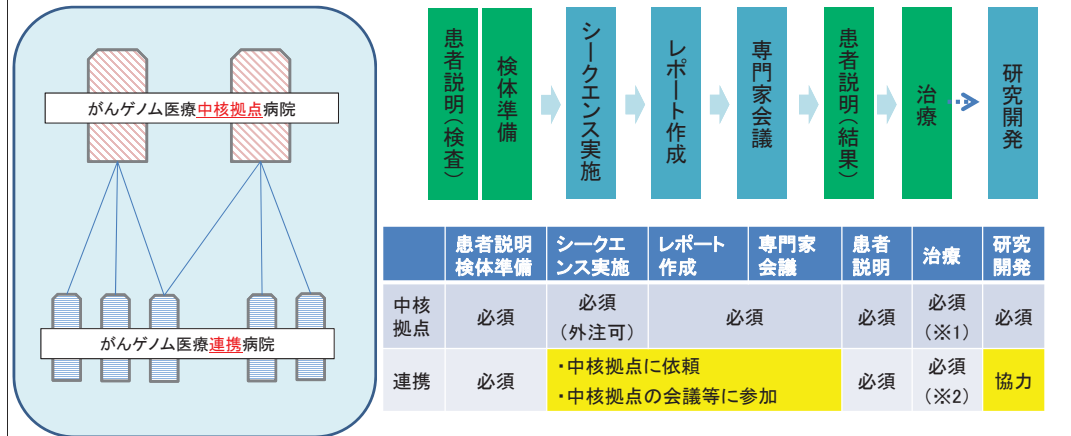


指定要件WG: がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ
がんゲノムSWG: がんゲノム医療中核拠点病院（仮称）等の指定要件に関するサブワーキンググループ

がんゲノム医療の提供体制の将来像(案)



がんゲノム医療の提供体制のイメージと求められる機能(案)



※1 がんゲノム医療中核拠点病院においては、未承認薬や適応外薬へのアクセスを確保するために、治験(医師主導含む)や先進医療を主導的に実施できる体制が必要ではないか。

※2 がんゲノム医療連携病院においては、上記の治験や先進医療に参加できる体制が必要ではないか。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関するスケジュール

